

学生寮給食業務委託仕様書

1 従事者等

- (1) 給食調理等業務を実施するための従事者（以下「従事者」という。）は、受託者がそれに必要な栄養士、調理員等を配置し、常に給食調理等業務の支障がないようにしなければならない。
- (2) 受託者は、従事者の身元保証等の責を負い、適切な管理を行うこと。
- (3) 受託者は、上記従事者を定めた場合には学生寮給食業務従事者名簿（様式第1号）を速やかに提出しなければならない。交替した場合も同様とする。
- (4) 委託者は、従事者のうち不適当な者がいると認めたときは、理由を明示して受託者へ必要な指示をすることができる。
- (5) 従事者は、一定の被服を着用し、従事者であることを明確にしなければならない。
- (6) 受託者は、給食調理等業務を記録のうえ、学生寮給食業務日誌（様式第2号）を委託者へ提出しなければならない。また、その月の給食調理等業務が完了した場合には、給食業務完了報告書（様式第5号）及び給食業務委託料請求書（様式第6号）を提出すること。

2 食品衛生等作業管理

- (1) 給食調理等業務を実施するための作業管理、特に食品原材料の管理及び衛生管理に当たっては、善良なる管理者の注意の下にその業務に当たらなければならない。
- (2) 上記の管理に当たっては、所轄保健所による指導はもとより、研修受講する等あらゆる機会を通じて適正な管理に努めるようにしなければならない。
- (3) 受託者は、給食調理等業務より生じた食中毒等疾病には、その責を負わなければならない。
- (4) 受託者は、年1回従事者の健康診断を、月1回以上の従事者の検便を受託者の負担において実施し、その結果を速やかに健康診断結果報告書（様式第3号）により委託者へ報告しなければならない。この場合の検便にかかる内容は、赤痢菌、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌O157・O26・O111とする。
- (5) 受託者は、学生寮給食日常点検票（様式第4号）を記載の上、その記録を保存しなければならない。

3 無償で使用できる施設

受託者が無償で使用できる施設は、厨房、更衣室、前室、食品庫及び便所とする。

4 献立等の作成及び承認

- (1) 受託者は、入寮生の年齢等に応じた食事摂取基準に基づき、栄養給与目標を定めて4月5日までに委託者に提出すること。
- (2) 給食調理等業務の献立は、厚生労働省が定める所要栄養基準を満たすこと。
- (3) 給食調理等業務の献立は、食品原材料の選択に配慮した、衛生的で変化に富み、かつ、季節感のある食事を提供すること。
- (4) 受託者は、予定献立表を毎週栄養士に作成させ、前の週の金曜日（当日が休日の場合はその前日）までに委託者に提出して承認を受けなければならない。
- (5) 受託者は、健康増進法施行細則第5条（平成15年岩手県規則第75号）で定める「その他の給食施設栄養管理状況報告書」の作成に必要な6月中の食品構成及び給与栄養量等の調査を行い、7月10日までに委託者に報告書を提出すること。

5 食数の連絡

入寮生は、毎日の給食数を、原則として給食当日の3営業日前までに受託者に通知するものとする。通知した数量に変更があったときは、その都度連絡するものとする。

6 食品原材料の調達及び経費の徴収

- (1) 食品原材料の調達は、受託者が入寮生からの委託に基づいて行うものとする。
- (2) 給食材料費は、受託者が入寮生から徴収するものとし、その額は、朝食 431 円、昼食 525 円、夕食 591 円とする。
なお、契約後の社会情勢の変動等により給食材料費の見直しが必要になった場合は、双方協議することとする。
- (3) 受託者は、前号に掲げる給食材料費以外にいかなる名目でも入寮生から食費を徴収してはならない。

7 調理の場所

調理は学生寮の厨房で行うものとする。ただし、不測の事態が生じた場合には、他の厨房で調理された弁当等を提供することも認めるものとする。

8 食事提供時間帯、場所等

- (1) 食事提供時間帯は、次のとおりとする。ただし、事前に連絡の上、学校運営の事情によってこれを変更することがある。
ア 朝食 午前 7 時 30 分から午前 8 時 10 分まで
イ 昼食 午後 0 時から午後 1 時まで
ウ 夕食 午後 5 時 45 分から午後 7 時まで
(休日は午後 6 時から午後 7 時まで)
- (2) 食事提供場所は、原則として寄宿舎の食堂とする。ただし、平日の昼食については弁当によるものとし、委託者があらかじめ指定した校内の場所に搬入するものとする。

9 火災等の防止

受託者は、従事者の中から火気取扱責任者を選任し、火災等の予防に万全を期さなければならない。特に、ガス等火気の開閉確認は、最終退庁まで細心の注意をはらって確実に励行すること。

10 廃棄物処分

給食調理等業務から発生する生ごみを含む可燃ゴミ及び不燃ゴミの処分は、受託者が実施する。

11 その他

- (1) 特定給食施設等立入検査が行われる場合は、栄養士等の関係職員を立ち合わせるものとする。
- (2) 昼食については、希望する通学生への提供も行うこととする。料金、経費の徴収及び提供方法については、別途協議の上実施するものとする。
- (3) その他この仕様によらない事項については、別途協議の上実施するものとする。